

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成19年3月8日(2007.3.8)

【公開番号】特開2005-251761(P2005-251761A)

【公開日】平成17年9月15日(2005.9.15)

【年通号数】公開・登録公報2005-036

【出願番号】特願2005-125332(P2005-125332)

【国際特許分類】

H 01 J 29/92 (2006.01)

H 01 J 31/12 (2006.01)

【F I】

H 01 J 29/92 Z

H 01 J 29/92 A

H 01 J 31/12 C

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月18日(2007.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

(3) 電位規定構造 低電圧層(導電層)114は、リアプレート102上に、スルーホール構造108の大気側から一定距離に形成された層である。低電圧層(導電層)114は、筐体115側の例えばグランドに電気的接続されており、グランド電位に規定されている。この構成によって、スルーホール構造108に印加された高電位の存在領域を、低電圧層(導電層)114の内側(低電圧層(導電層)114とスルーホール構造108との間の領域)に閉じ込めることができるため、リアプレート大気側の周辺での不慮の放電を防止することが可能となる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

ここで、第一の導電体及び第二の導電体と弾性構造107との位置関係について、図12及び図13を用いて説明する。